

■ 政令指定都市における障がい者差別の解消の推進に関する条例の制定状況

(2018年8月調べ/2019年1月補記)

	条例名	施行日	条例制定のきっかけ	条例の特色	特色を活かした取組	効果が大きかった取組
札幌市						
仙台市	仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例	2016.4.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年8月、障がい者団体との対話の中で、「条例制定に向けて話し合いを進めていく。」旨、市長の発言があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例制定にあたり、平成26年度から2年度にわたり、障がい者団体や家族団体のみならず、市民向けシンポジウムや事業者からのヒアリングやワークショップ『ココロン・カフェ』など、幅広い意見を聞き、理解を求め、検討を重ねてきたこと。</li> <li>法を受けた条例だが、上記の取組みによる意見を踏まえ、名称を前記のとおりとし、条例前文に趣旨や目指すべき姿を記載したこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民誰もが参加でき、仙台市を誰もが暮らしやすいまちにするためにどうしたら良いか、少人数のグループに分かれ話し合うワークショップ『ココロン・カフェ』を年6回程度開催している。</li> <li>事業者等を対象とし、障害当事者を講師とする障害理解サポーター養成研修を実施している。</li> <li>市民を対象とし、表現活動を通じた交流や対話等により障害理解の促進を図る『TOGETHER ACTION PROJECT (TAP)』を、市民団体と協働し実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワークショップ『ココロン・カフェ』が、条例の浸透に効果的と感じている。</li> <li>障害理解サポーター養成研修は、障害当事者が実体験を踏まえた講義を行うことにより、事業者等が障害への理解を深めるのに効果的と感じている。</li> <li>『TOGETHER ACTION PROJECT (TAP)』は、音楽やダンス、アートという切り口から障害理解の促進を図っているものであり、市民が障害への理解を深めるのに効果的と感じている。</li> </ul>
さいたま市	さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例	2011.4.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長の選挙公約をベースに策定した「しあわせ倍増プラン2009」に条例の制定が位置付けられた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年の障害者基本法の改正前に障がいの定義に社会モデルの考え方を採り入れたこと。</li> <li>差別を分野別に細かく定義したこと。</li> <li>合理的配慮を定義したこと。</li> <li>前文において、障害者権利条約の理念を踏まえた社会の実現を目指すことと明記し、条約を踏まえたものとなっていること。</li> <li>差別だけでなく虐待も禁止しているほか、障がい者の地域生活を総合的に支援する旨を規定していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>誰もが共に暮らすための市民会議の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の障害者総合支援計画等施策の策定過程の一つとして、障がい当事者や一般市民などが参加する市民会議を実施し、より市民の声を尊重した施策となった。</li> </ul>
千葉市						
横浜市	横浜市障害を理由とする差別に関する相談対応等に関する条例	2016.4.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>法施行に向けて、本市の行うべき取組等を検討するために設置した障害者差別解消検討部会から条例制定の必要性について提言を受けた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別案件の解決に向けたあっせんを行うための委員会を設置していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害当事者や弁護士、事業者の代表者からなる調整委員会を開催し、あっせんの申出のあった個別案件ごとに、差別の有無等を含めた事実確認やその結果を踏まえた解決策について議論している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>あっせんの申出を受けることにより、障がい当事者と事業者の対話を促すきっかけとなっている。</li> </ul>
川崎市						
相模原市						
新潟市	新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	2016.4.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度の市議会において、新潟市独自の障がい者の条例の制定についての質問があり、「基本条例を含めて幅広い議論を行う必要がある。」と市長が答弁した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>差別の内容を具体的に定義し、何が禁止されている差別にあたるのか、理解しやすいものとしていること。 (①福祉サービス、②医療、③商品販売・サービス提供、④雇用、⑤教育、⑥建物・公共交通、⑦不動産、⑧情報提供、⑨意思の受領、9分野においてそれぞれ定義)</li> <li>民間事業者に対し、合理的配慮の提供を「法的義務」とし、話し合いの場には必ずついてもらうための体制を整えていること。</li> <li>合理的配慮の発生要件について、法の規定にはない「障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としている場合であって、そのことを認識しうるとき」という要件を追加していること。</li> <li>合理的配慮の定義において、「意向の尊重」という規定を追加していること。</li> <li>差別相談窓口及び差別が疑われる場合の対応について明確化していること。</li> <li>市長による助言・あっせんに従わず、非常に悪質な差別の場合には、勧告・公表する制度を設けることで条例の実効性を担保していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の目的である共生社会の実現を目指して「ともにプロジェクト」を条例推進会議（※地域協議会を兼ねる）で立ち上げ、障がいのある人への理解を深める取組などを行っている。</li> <li>具体的には、小中学校への障がい当事者の派遣にかかる謝礼補助、企業との連携による障がい者アートの展示、「ともにプロジェクト」のロゴマーク作成と賛同者による活用を通じたPR、など。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ともにプロジェクト」の一環として実施している「バス停における障がい者アートの展示」。</li> </ul>
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市	障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例	2017.12.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年8月に障がい者団体から条例制定を求める要望書が提出されたことなどを踏まえ、本市独自の条例の必要性等について、有識者会議の意見も伺いながら検討を始めた。</li> <li>有識者会議や市議会においても条例制定を望む意見がほとんどであったことから、平成29年4月に条例制定を表明した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談から紛争の解決までの体制整備（第3者委員会の設置、助言・あっせんの規定等）を規定</li> <li>不当な差別的取扱いに該当する行為を生活場面ごとに例示</li> <li>障がい及び障がいのある人についての理解の促進のための施策の規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者団体と協働して啓発活動を実施（出前講演等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者団体と協働しての出前講演（平成29年度実績2件）</li> <li>その他研修・講演（平成29年度21件）</li> </ul>
福岡市	福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	2019.1.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の40を超える障がい者団体により結成された「福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会」から市に対し条例制定の要望が出された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前文と基本理念で強いメッセージ性をもたせていること。</li> <li>相談体制の充実（身近さと専門性）を謳っていること。</li> <li>附属機関として2つの専門機関（福岡市障がい者差別解消推進会議と福岡市障がい者差別解消審査会）を置くこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制定直後であるため、具体的な取組は今後検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>差別解消に関するパンフレットの作成、条例の解説書の作成など（実施予定）</li> </ul>
熊本市						